

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.194

**【共通】** 問1 防火対象物又は危険物施設に設けなければならない災害時の対応組織に関する以下の文のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法第8条に基づく防火管理に係る消防計画には、原則として「自衛の消防組織」に関することを定めなければならない。
- (2) 消防法第8条第1項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に「自衛消防組織」を置かなければならない。
- (3) 消防法第14条の2に基づく予防規程には、化学消防自動車の設置その他「自衛の消防組織」に関することを定めなければならない。
- (4) 消防法第36条に基づく防災管理に係る消防計画には、原則として「自衛消防の組織」に関することを定めなければならない。

**【消防用設備等】** 問1 令和4年の建築基準法の改正に伴い、令和6年4月1日以降、消防法令においても、従来「主要構造部」とされていた用語の多くが「特定主要構造部」という用語に置き換えられた。次の条項の主要構造部のうち、「特定主要構造部」に置き換えられなかったものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）第2項の、主要構造部を耐火構造とした防火対象物に係る緩和規定
- (2) 消防法施行令第21条（自動火災報知設備に関する基準）第2項第3号の、主要構造部を耐火構造とした建築物に係る緩和規定
- (3) 消防法施行令第25条（避難器具に関する基準）第1項第3号の、主要構造部を耐火構造とした建築物に係る緩和規定
- (4) 消防法施行令第34条の3（大規模の修繕及び模様替えの範囲）第1項の、大規模の修繕及び模様替えの定義（当該防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えとする。）に関する規定

**【消防用設備等】** 問2 全域放出方式の不活性ガス消火設備で二酸化炭素を放射するものの維持に関する次の文のうち、消防法令上間違っているものを1つ選べ。

- (1) 閉止弁は、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態であり、それ以外の場合は、開放された状態であること。

(2) 自動手動切替え装置は、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、自動状態に維持すること。

(3) 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に人が立ち入らないように維持すること。

(4) 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこと。

**【防火査察】** 問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

(1) 命令の効力の発生時期は、命令が受領者に到達したときで、社会通念上一般に了知することができる客観的状况に置かれたときであるので、直接手交できない場合は、後日の到達の有無の争いを避けるため、配達証明及び内容証明郵便により送付する必要がある。

(2) 防火対象物について命令を行ったときの公示の目的は、火災予防上の危険があることや、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられていることを周知するなどであるので、法第5条の3第1項命令が発せられ、即時に履行された場合においても、命令が発せられた日の翌日までは、命令が発せられた事実を周知する必要がある。

(3) 違反調査等の結果を踏まえ、法に基づき命令（不利益処分）を行う際には、行政手続法第13条に基づき、当該命令の公正の確保と行政手続の透明性の向上を図り、当該命令の名宛人に対して「聴聞」の手続又は「弁明の機会の付与」の手続をとる必要がある。

(4) 刑法に定めのある刑罰（懲役、罰金等）を罰則とする違反については、刑事訴訟法の適用を受けるため、告発をもって対応し、秩序罰（過料）については、非訟事件手続法の適用を受けるため、裁判所に対する通知をもって対応する必要がある。

線従事者の知識、技能について基準を定めている。

また、無線局を運用する場合の原則や通信方法を定めることにより、混信等を防止して、電波の公平かつ能率的な利用を確保し公共の福祉を増進することを目的としているものである。

**〔国民保護〕**

問1 答 (4)

解説 国民保護法第94条参照。

**〔警防〕**

問1 答 (3)

解説 厚手のガラス、硬質ガラスは、中央部でなく四隅を破壊する。

消防司令問題解答

**〔消防時事〕**

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。  
 (2) 内閣府が公表したため、誤り。  
 (3) 義務のため、誤り。  
 (4) 努力義務のため、誤り。  
 (5) 消防庁が行うため、誤り。

**〔消防法規〕**

問1 答 (2)

- 解説 (1) 1万㎡以上のため、誤り。  
 (2) 正しい。  
 (3) 5年以内ごとのため、誤り。  
 (4) 管理権原者のため、誤り。  
 (5) 表示は任意のため、誤り。

**〔地方自治制度〕**

問1 答 (3)

- 解説 (1) 補助機関でないため、誤り。  
 (2) 監査委員は該当しないため、誤り。  
 (3) 正しい。  
 (4) 政治的中立機能はないため、誤り。  
 (5) 特別職のため、誤り。

**〔救急〕**

問1 答 (5)

解説 大規模自然災害以外の通信途絶については、そのような場合に備え、通信手段の強靱化・多様化を図るなどの必要な対策を行うべきである。例えば、病院連絡に使用する端末にあっては、事前に災害時優先電話の指定を受けておくこと、有線回線・無線回線・衛生回線等を活用することが考えられる。

問2 答 (2)

解説 2年に1回以上  
 出典 患者等搬送事業指導基準等の一部改正について (平成29年12月22日消防救第216号消防長救急企画室長)

問3 答 (1)

解説 普通救命講習の指導 (上級救命講習は応急手当指導員でなければ指導できません。)

出典 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について (令和4年3月31日消防救第105号消防長次長)

**〔警防〕**

問1 答 (4)

解説 風横からの進入を原則とする。

予防技術検定模擬テスト解答

**〔共通〕**

問1 答 (1)

解説 (1) 消則第3条第1項第1号イにより間違い。防火管理に係る消防計画に定めなければならない災害時の対応組織は、原則として「自衛消防の組織」である。

- (2) 消防法第8条の2の5第1項により正しい。  
 (3) 危則第60条の2第1項第3号により正しい。  
 (4) 消則第51条の8第1項1号イにより正しい。

消則第3条第1項第1号イの「自衛消防の組織」の規定は昭和36年4月の消防法施行規則制定時から変わっていないが、当初は他の災害対応組織に関する規定はなかった。

昭和39年に立て続けに起こった川崎市昭和電工の爆発火災 (6月11日、死者18名)、新潟地震における昭和石油の火災 (6月16日~20日) 及び東京都勝島倉庫の爆発火災 (7月14日、殉職19名) の3つの危険物に係る大災害を契機に、昭和40年5月に消防法第14条の3 (現第14条の4) が追加され、指定数量の3,000倍以上の第4類の危険物を取り扱う施設等 (危令第38条) には、「自衛消防組織」を置かなければならないとされた。この時、同時に消防法第14条の2も追加され、政令で定める施設に予防規程を定める義務が課せられたが、予防規定の内容に関する規定は定められなかった。その後、昭和49年6月の消防法第14条の2の改正に伴い危則第60条の2が追加され、予防規程に定めなければならない事項が定められた。そこで定められた災害時の対応組織は「自衛の消防組織」だった。ちなみに、水島石油コンビナートの石油流出事故は昭和49年12月に発生しており、この改正とは関係がない。

その後、平成19年6月に消防法第8条の2の5が追加されて、11階建て以上で延面積1万㎡以上のものなどの大規模な防火対象物 (令第4条の2の4) に「自衛消防組織」の設置義務が課された。当時、南海トラフ地震や首都圏直下の地震などの懸念が増大し、いわゆる国民保護法が制定されて (平成16年6月) テロ対策の必要性も指摘されていたことなどから、この時同時に消防法第36条が改正されて、防火管理制度

を下敷きにした防災管理制度が発足した。防災管理制度は自衛消防組織の設置義務のある建築物又は工作物が対象とされ（令第46条）、対象とする災害は地震とNBCR災害である（令第45条）。

この防災管理制度に基づく消防計画に定めなければならない災害対応組織が原則として「自衛消防の組織」である（消規則第51条の8第1項第1号イ）ことには違和感があるが、平成21年1月29日付け消防予第48号消防庁予防課長通知「消防法の一部を改正する法律等の運用について」の1(1)②イで、「令第4条の2の5第1項括弧書きの適用により、令第4条の2の4第2号に掲げる防火対象物（16項）で、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分以外の部分がある場合、当該部分には自衛消防組織の設置義務は課されないこととなるが、その場合にあっても法第8条第1項及び規則第3条第1項第1号イの規定並びに法第36条第1項において準用する法第8条第1項及び規則第51条の8第1項第1号イの規定に基づき、「自衛消防の組織」により自衛消防業務を行う必要があるため、防火対象物全体で一体的な自衛消防活動が確保されるよう消防計画において定める必要がある。」と説明されている。

以上のような経緯と制度の仕組みから、大規模な対象には公設の「消防組織」のイメージに近い「自衛消防組織」の設置が求められ、対象となる施設の規模や活動内容が多様な場合には「おおむね」として「自衛消防の組織」の設置が求められていると考えることができそうである。

また、予防規程を定める対象は、前述の指定数量の3,000倍以上の危険物を取り扱う施設等（自衛消防組織を設置）だけではなく、給油取扱所などの小規模な危険物施設も含むが、危険物施設の危険性を考慮し、一般の防火対象物の「自衛消防の組織」より「消防組織」的な要素を強く求めて「化学消防自動車等の設置その他“自衛の消防組織”に関すること」としているのではないかと考えられる。

（改正経過とその内容については、東京理科大学ホームページ「消防法令改正経過検索システム」による。以下の解説も同様。）

## 消防用設備等

### 問1 答(4)

解説 「特定主要構造部」という概念は、木材利用の促進を図るため、令和4年6月の建築基準法改正で登場し、令和6年4月1日から施行された。建基法第2条第5号には、従来から「主要構造部」という概念があったが、「特定主要構造部」は、建基法第2条第9号の2イで「その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分」と定義された。この政令（建基令第108条の3（主要構

造部のうち防火上及び避難上支障がない部分）と令和6年3月26日国土交通省告示第231号（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件）を合わせて、この改正の趣旨をわかりやすく言えば、「主要構造部にあたるものでも、「特定区画」で区画した中に入れてあれば、それを除いた部分を「特定主要構造部」として、従来の主要構造部と同様に扱う。」ということになる。建物の主要構造部の一部をどうしても木造にしたい場合、その部分を丸ごと「特定区画」で囲んで特定主要構造部からはずしてしまえば、建物全体として耐火建築物扱いすることができるので、木材利用の促進に資することになる。

今回の改正では、「主要構造部を耐火構造」と規定し建物全体の耐火性能を要求している条文について「主要構造部」が「特定主要構造部」に置き換えられた。設問の(1)~(3)はそれに当たるが、(4)はそれに当たらないので置き換えられていない。

### 問2 答(2)

解説 (1) 消則第19条の2第1号により正しい。

(2) 同条第2号で「自動手動切替え装置は、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態に維持すること。」とされているため、間違いである。

(3) 同条第3号により正しい。

(4) 同条第4号により正しい。

令和2年12月から令和3年4月にかけて全域放出方式の不活性ガス消火設備で二酸化炭素を放射するもの（二酸化炭素消火設備）に係る死亡事故が相次いで発生した。このため、令和4年9月に、消則第19条の起動、警報関係規定が改正され、閉止弁を設置すること、防護区画の出入口に二酸化炭素の危険性等に係る標識を設置すること等の事故防止策を講じることが義務づけられた。また、設備の維持に係る消則第19条の2が新たに設けられ、工事等作業のため、防護区画内に人が立ち入る場合には、建物関係者の責任において閉止弁の閉止等の対応をとることなどが義務づけられた。

また、この時同時に、令第34条に第2号が追加され、一定の不活性ガス消火設備については遡及対象に加えられた。

なお、これらの改正に加えて、消防庁から、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」（令和4年11月24日付け消防予第573号）及び「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」（令和4年12月21日付け消防予第646号）が発出されている。

## 防火査察

### 問1 答(2)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。

(2) 公示の目的は、火災予防上の危険があること